

基本計画語句説明（1 分野）

1-1 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの支援

※1 高齢者あんしんセンター

地域包括支援センター。北区では「高齢者あんしんセンター」と称している。

地域で暮らす高齢者を、医療・健康・福祉・介護などさまざまな面から総合的に支えるための機関。

①介護予防ケアマネジメント、②総合的な相談・支援、③包括的・継続的マネジメント、④高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護といった事業を行っている。現在、北区内に 17 か所ある。

※2 介護予防・地域支援事業

区市町村が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を行う。

※3 いきいきサポーター制度

65歳以上の方々が受入施設でボランティア活動をすると「いきいきサポーター手帳」にスタンプが押印され、その数に応じた交付金を受け取ることができる制度を「いきいきサポーター制度」という。

※4 65歳健康寿命

65歳健康寿命（東京保健所長会方式）とは、65歳の人々が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すもの。

※5 データヘルス計画

健診・レセプト情報等のデータ分析に基づき、保健事業を PDCA サイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画

※6 地域共生社会

高齢者・障害者・子ども等全ての人々が、一人ひとりの暮らしといきがいを共に創り、高めあう社会

※7 生活支援コーディネーター

地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を有する者。

(2) 保健医療体制の充実

※8 子育て世代包括支援センター事業（はぴママたまご面接）

健康支援センターにおいて、すべての妊婦を対象に母子健康手帳交付時、保健師等が面接（はぴママたまご面接）を実施し、相談や支援プランの策定を行う。

1-2 地域福祉推進のしくみづくり

(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり

※9 地域ケア会議

個別事例の検討を通じて、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や、地域課題を把握し、課題解決を図るために地域包括支援ネットワークを構築するなど、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図っていく。

※10 おたがいさまネットワーク

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように高齢者あんしんセンターを中心に協力団体、協力機関、民生委員、声かけサポーター（民生委員から推薦を受けたボランティア）が連携して、高齢者虐待の防止、認知症の早期発見、一人暮らし高齢者への見守りなど、ネットワークの充実により見守り体制の連携強化を図っている。

※11 コミュニティソーシャルワーカー

地域の方々と一緒に、そこに暮らす誰もが「孤立」することのないよう、地域で支える仕組みづくりを進める役割の人を言う。制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むのが主な仕事で、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るような働きかけを進めている。

※12 3層

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤整備を同時に進めていくため、区レベルの「地域ケア推進会議（おたがいさま地域創生会議）」、「地域ケア推進会議（王子・赤羽・滝野川3地区）」、「地域ケア個別会議（高齢者あんしんセンター単位）」の3層からなる「地域ケア会議」を開催している。（1層：区全域、2層：王子・赤羽・滝野川圏域、3層：高齢者あんしんセンター単位）

※13 生活支援体制整備事業

既存の取組・組織等を活用しながら、資源開発・ネットワーク構築・ニーズと取組のマッチング等を図るために、第1層の協議体として「おたがいさま地域創生会議」を設置し、関係機関と連携を取り、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた仕組みを構築し、推進する。

※14 おたがいさま地域創生会議

高齢者、介護者及びその家族等が住み慣れた地域で安心して、自分らしい生活を続けることができるように、地域の情報共有及び連携強化の構築、地域課題の発見及び解決、地域の社会資源の集約及び活用、人材育成及び人材確保等に関することについて協議を行う協議体。

区レベルの地域ケア推進会議と生活支援体制整備の協議体を兼ねたものとして設置している。

（2）利用者本位のサービスの提供

※15 自立支援協議会

区、学識経験者、保健医療、障害者団体等で構成する協議会。障害者・障害児への支援体制を整備するとともに、障害者・障害児に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図る。

※16 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者の相談支援を総合的に行う。

（3）権利擁護のしくみづくり

※17 地域福祉権利擁護事業

判断能力の不十分な高齢者や知的障害のある方などを対象に、専門員による福祉サービスの情報提供や利用手続きなどの援助を行う事業。

1-3 高齢者・障害者の自立支援

(2) 在宅生活の支援

※18 認知症カフェ

認知症になっても住み慣れた地域の中で生活を送ることができるよう、地域の支え合いを進める交流・活動の場。認知症の方やその介護者だけでなく、地域の方など誰でも気軽に参加できる。専門スタッフによる認知症についての相談も受け付けている。

※19 在宅介護医療連携推進会議

在宅療養生活を送る区民及び家族を支えるため、介護と医療の連携の在り方や情報共有化の仕組みづくりの検討、事業の評価等を行う（平成30年度より「在宅療養推進会議」に名称変更）。

※20 在宅療養相談窓口事業

病院や地域医療機関・ケアマネジャー等からの退院支援を中心とする専門相談に応じ、適切に在宅療養が行えるよう関係機関と調整を行う専門職のための相談窓口を設置し、在宅療養生活の継続を支援する。

※21 高齢者あんしんセンターサポート医

高齢者あんしんセンターに非常勤医師を配置し、医療依存度の高い高齢者や介護・医療サービスにつながらない高齢者の相談対応等、高齢者あんしんセンターを医療的側面から支援する。

(3) 生活の場の確保

※22 障害者グループホーム

身体・知的・精神障害者が世話人の支援を受けながら、共同で生活する暮らしの場。

※23 都市型軽費老人ホーム

都市部等において、自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる高齢者で、所得が低い方でも入居できるように家賃等の利用料を低額に抑え、食事サービス等を提供する施設。

1-4 子ども・家庭への支援

(1) 子育て家庭への支援

※24 NPプログラム

NPプログラム（ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム）「完璧な親も子どももいません」0歳から5歳までの子どもを持つ親を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学ぶとともに、同年齢の子どもや共通の関心事を持つ人々と出会い、安心できる場を親に提供するプログラム。

※25 産前産後サポート事業

産前産後期の心身の疲労や育児不安が軽減できるよう、早期における母体と育児の支援の充実を図る様々な事業。

- ・産前産後セルフケア講座：育児を楽しむ心と体づくりのための、バランスボールを使ったエクササイズ等の講座。
- ・産後ショートステイ：産後に家族の支援が見込めない方や、母体の回復に不安のある方が助産院等に宿泊し、心身をケアしながら休養をとることで産後疲労の回復を目的とした事業。
- ・安心ママヘルパー事業：産前産後のお母さんが育児の不安を少しでも軽減できるように、ヘルパー

がご家庭を訪問し、家事支援、育児支援の補助を行う事業。

- ・ファミリー・サポート・センター事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
- ・子どもショートステイ事業・子どもトワイライト事業：保護者の方が、入院、出張等で、一時的にお子さんを養育することが困難になった時に、お子さんを施設にてお預かりする事業。

※26 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とした事業。この事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健医療との連携体制にもとづく情報提供及び関係機関からの連絡等により把握される。

【関連】※7 子育て世代包括支援センター事業（はぴママたまご面接）

※27 要保護児童対策地域協議会

子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所及び民生委員、保育園、幼稚園、学校、児童館をはじめ、保険医療や警察・司法等、地域の関係機関・関係団体と連携し、要保護児童に関する情報共有を行い、迅速な支援につなげることを目的とした協議会。

（2）子どもの健やかな成長の支援

※28 放課後子ども総合プラン

平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校の教室や校庭、体育館などを使い、専任の指導員や地域の大人たちに見守られ、安全・安心な活動場所（居場所）を提供する事業。学年を越えた交流を図りながら、学習活動、体験学習、校庭遊びや季節行事などを体験する。北区における愛称は「わくわく☆ひろば」。

※29 小一の壁

一般に、共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること。親の退社時間まで子どもを預けられる施設がみつからなくなったり、保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならないような問題のこと。

1-5 福祉のまちづくり

（1）バリアフリーのまちづくり

※30 施設設置管理者等

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。

※31 スパイラルアップ

計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルに基づき取組みを進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。

※32 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

(2) 思いやりのある福祉のまちづくり

※33 ノーマライゼーション

障害者や高齢者など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。